

十和田市三本木霊園合葬墓 ご利用のご案内

社会情勢の変化等に伴い、お墓に求められる役割も多様化しています。将来にわたって市民の墓地需要に応えるため、「十和田市民のお墓」「地域の特色を生かしたお墓」「将来に負担をかけないお墓と管理方法」の3つを基本方針として、三本木霊園内に合葬墓を整備しました。

お墓には様々な考え方やそれぞれの形態による特徴があるため、本パンフレットを参考に、ご家族やご親族と十分に相談したうえでお申込みください。

申込み等手続きに関すること

十和田市役所 まちづくり支援課

十和田市西十二番町6番1号

電話番号 0176-51-6726

年末年始、祝日を除く(月)～(金)

午前8時 30 分から午後5時 15 分まで

埋蔵・改葬等の日程に関すること

三本木霊園管理事務所

十和田市東十三番町 45 番 1 号

電話番号 0176-23-4439

年末年始を除き毎日

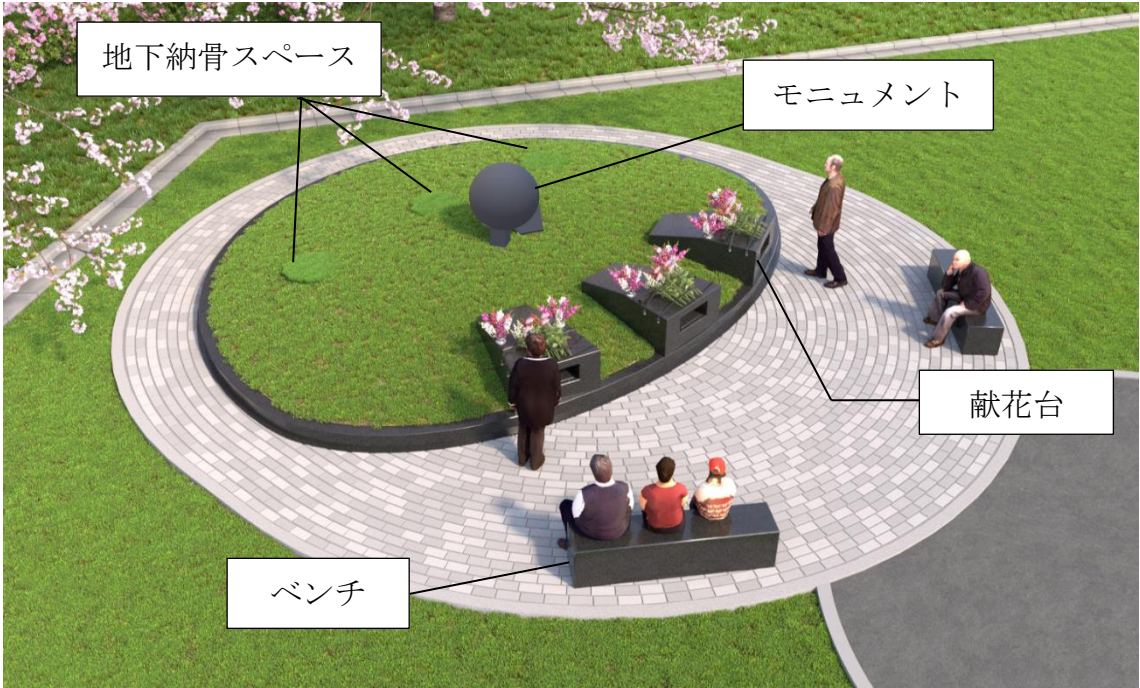
午前8時 30 分から午後5時 15 分まで

十和田市

目次

1. 合葬墓の概要 1
合葬墓の概要を記載しています。
2. 使用できる人は？ 1～5
下記の区分ごとに要件と必要な手続きを記載しています。
 - ・ 焼骨所持 2 ページ
 - ・ 改葬 3 ページ
 - ・ 生前予約 5 ページ
3. 申請から埋蔵までの流れ 6
使用許可から埋蔵前日までと埋蔵当日の流れを記載しています。
4. 自分は申込みできる？ 7
ご自身が合葬墓の申込みができるか、フローチャートで確認できます。
5. 案内図 8
三本木霊園及び合葬墓の場所を地図で確認できます。

1. 合葬墓の概要



合葬墓は、家族や親族に限らず、多くの人々の焼骨を共同で埋蔵するお墓です。宗教、宗派を問わず利用することができます。

収容数は1,000体で、三本木霊園内南側に整備しました。

3つの地下納骨スペースがあり、市職員又は霊園管理人が焼骨を埋蔵します。焼骨は納骨袋に入れて埋蔵しますが、一度埋蔵した焼骨を返還することはできません。

使用料は申込時の一度のみのお支払いで、合葬墓の維持管理は市が行います。ただし、市では宗教的な儀式は行いません。個人で儀式を行う際は、他の参拝者へのご配慮をお願いします。また、事前に実施日時を管理事務所にお知らせください。

2. 使用できる人は？

焼骨所持	現在所持している焼骨を合葬墓に埋蔵したい方	▷2 ページへ
改 葬	現在焼骨を埋蔵している墓地から合葬墓への改葬を希望する方	▷3 ページへ
生前予約	自己の死後、焼骨が合葬墓に埋蔵されることを希望する方	▷5 ページへ

焼骨所持

現在所持している焼骨を合葬墓に埋蔵したい方

●使用要件

【十和田市民の場合】（以下のすべてを満たすこと）

三本木霊園一般墓地の使用許可を受けていないこと

現に焼骨を所持していること

【十和田市民以外の場合】（以下のすべてを満たすこと）

三本木霊園一般墓地の使用許可を受けていないこと

死亡時において十和田市に住所を有していた者の焼骨を所持していること

●申請書類

合葬墓使用許可申請書

合葬墓使用に関する誓約書

●必要なもの

火葬許可証 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

●使用料

焼骨 1 体当たり 65,000 円

●必要な手続き

焼骨所持の受付は通年で行います。

① 上記必要なものを持参し、まちづくり支援課窓口申請書類を提出します。

② 書類の審査後に納入通知書を発行しますので、期限までに使用料（焼骨 1 体につき 65,000 円）をお支払いください（納付された使用料の還付は行いません）。

③ 使用料の納入確認後に合葬墓の使用許可証を発行します。

使用許可証は紛失しないよう大切に保管してください。

④ 使用の許可から 1 年以内に焼骨を埋蔵してください。

改 葬

現在焼骨を埋蔵している墓地から
合葬墓への改葬を希望する方

【三本木霊園一般墓地に埋蔵されている場合】

●使用要件（以下のすべてを満たすこと）

三本木霊園一般墓地の名義人であること

三本木霊園一般墓地を返還すること

●申請書類

合葬墓使用許可申請書 合葬墓使用に関する誓約書

●必要なもの

改葬許可証 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

一般墓地使用許可証

●使用料

一般墓地1区画当たり65,000円

●必要な手続き

三本木霊園一般墓地から改葬の受付は通年で行います。

①三本木霊園一般墓地に埋蔵されている焼骨は改葬の手続きが必要になります。

まちづくり支援課窓口にて改葬許可証交付申請書をご記入いただき、焼骨が埋蔵されていることを証明します。原則三本木霊園使用者の申請となります。

②改葬許可証交付申請書を市民課に提出し改葬許可証の交付を受けてください。

③まちづくり支援課窓口にて合葬墓の申込みをします。申込みの際は申請書類に加え、上記必要なものをお持ちください。

④書類の審査後に納入通知書を発行しますので、期限までに使用料（1区画につき65,000円）をお支払ください（納付された使用料の還付は行いません）。

⑤使用料の納入確認後に合葬墓の使用許可証を発行します。

使用許可証は紛失しないよう大切に保管してください。

⑥使用の許可が下りたら、霊園管理事務所に改葬日時をご連絡ください。

霊園管理事務所（0176-23-4439）

改葬日時…現在使用している墓地から焼骨を取り出す日時

合葬墓への埋蔵は同日でも後日でも可

⑦改葬が終わったら、石材店等に墓地の撤去工事を依頼してください。

⑧撤去工事が終了したら、まちづくり支援課窓口にて三本木霊園一般墓地の返還届を提出してください。使用していた区画が更地になっていることを確認し、手続きの完了をお知らせします。

⑨使用の許可から1年以内に合葬墓への埋蔵を行ってください。

【三本木霊園一般墓地以外に埋蔵されている場合】

●使用要件（以下のすべてを満たすこと）

- 三本木霊園一般墓地の使用許可を受けていないこと
- 十和田市に住所を有すること

●申請書類

- 合葬墓使用許可申請書
- 合葬墓使用に関する誓約書

●必要なもの

- 改葬許可証
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

●使用料

焼骨1体当たり65,000円

●必要な手続き

三本木霊園一般墓地以外の墓地からの改葬の受付は通年で行います。

- ①現在使用している墓地が所在する市町村の窓口（十和田市内の墓地の場合は市民課窓口）にて「改葬許可証交付申請書」の用紙を受け取り、現在の墓地管理者から埋蔵されている焼骨の証明を受けてください。
- ②改葬許可証交付申請書を現在使用している墓地が所在する市町村の窓口（十和田市内の墓地の場合は市民課窓口）に提出し、改葬許可証の交付を受けてください。
- ③まちづくり支援課窓口にて合葬墓の申込みをします。申込みの際は申請書類に加え、上記必要なものをお持ちください。
- ④書類の審査後に納入通知書を発行しますので、期限までに使用料（焼骨1体につき65,000円）をお支払いください（納付された使用料の還付は行いません）。
- ⑤使用料の納入確認後に合葬墓の使用許可証を発行します。
使用許可証は紛失しないよう大切に保管してください。
- ⑥使用の許可から1年以内に合葬墓への埋蔵を行ってください。

生前予約

自己の死後、焼骨が合葬墓に埋蔵されることを希望する方

●使用要件（以下のすべてを満たすこと）

- 三本木霊園一般墓地の使用許可を受けていないこと
- 十和田市に住所を有すること
- 満 70 歳以上であること
- 自己の死後にその焼骨を合葬墓に埋蔵する人（埋蔵実施者）を選任していること

●申請書類

- 合葬墓使用許可申請書 合葬墓使用に関する誓約書
- 埋蔵実施者の同意書

●必要なもの

- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

●使用料

焼骨 1 体当たり 65,000 円

●必要な手続き

生前予約の受付は年 1 回行い、募集枠は 10 体です。

募集の際は広報やホームページで周知します。

- ①募集が開始されたら、まちづくり支援課窓口でお申込みください。
応募者多数の場合は抽選となります。
- ②生前予約での合葬墓の使用が決まりましたら、申請書類をご提出ください。
書類の審査後に納入通知書を発行しますので、期限までに使用料(65,000 円)をお支払いください（納付された使用料の還付は行いません）。
- ③使用料の納入確認後に合葬墓の使用許可証を発行します。
使用許可証は紛失しないよう大切に保管してください。
- ④埋蔵実施者として選任した方が先にお亡くなりになるなど、埋蔵実施者として適当でない事由が生じた場合は、改めて埋蔵実施者を選任し、埋蔵実施者変更届の提出が必要です。
- ⑤使用者の死亡後 3 年以内に焼骨の埋蔵を行ってください。

3. 申請から埋蔵までの流れ

①合葬墓使用許可申請

まちづくり支援課窓口で合葬墓使用許可申請をします。

②合葬墓使用料納付

使用許可申請の書類審査後、使用料の納入通知書を発行します。
市役所会計窓口ほか指定の金融機関で納付してください。

③合葬墓使用許可証の交付

使用料の納付を確認後、合葬墓使用許可証を交付します。
合葬墓の使用許可証は埋蔵当日まで大切に保管してください。

④埋蔵の予約

使用者の名前、埋蔵の日時、宗教的儀式の有無（所要時間の目安）、連絡先を
霊園管理事務所に電話でお知らせください。

⑤埋蔵

予約した時間に霊園管理事務所に行き、火葬許可証（改葬の場合は改葬許可証）
と合葬墓使用許可証を提出します。

許可証を確認後、霊園管理人が合葬墓へ埋蔵します。埋蔵の立会は任意です。

焼骨はあらかじめ布製の納骨袋（幅 40cm 以内、高さ 50cm 以下のもの）に入れて
お持ちください。

●合葬墓の使用許可後に手続きが必要な場合

・現に焼骨を所持している所有者（改葬含む）が、所持している焼骨を合葬墓に
埋蔵する前に死亡したとき

⇒合葬墓使用者承継の届出手続きが必要です。

・生前予約の許可を受けた者が死亡する前に埋蔵実施者がお亡くなりになるな
ど、埋蔵実施者として適当でない事由が生じたとき

⇒改めて埋蔵実施者を選任し、埋蔵実施者変更届の提出が必要です。

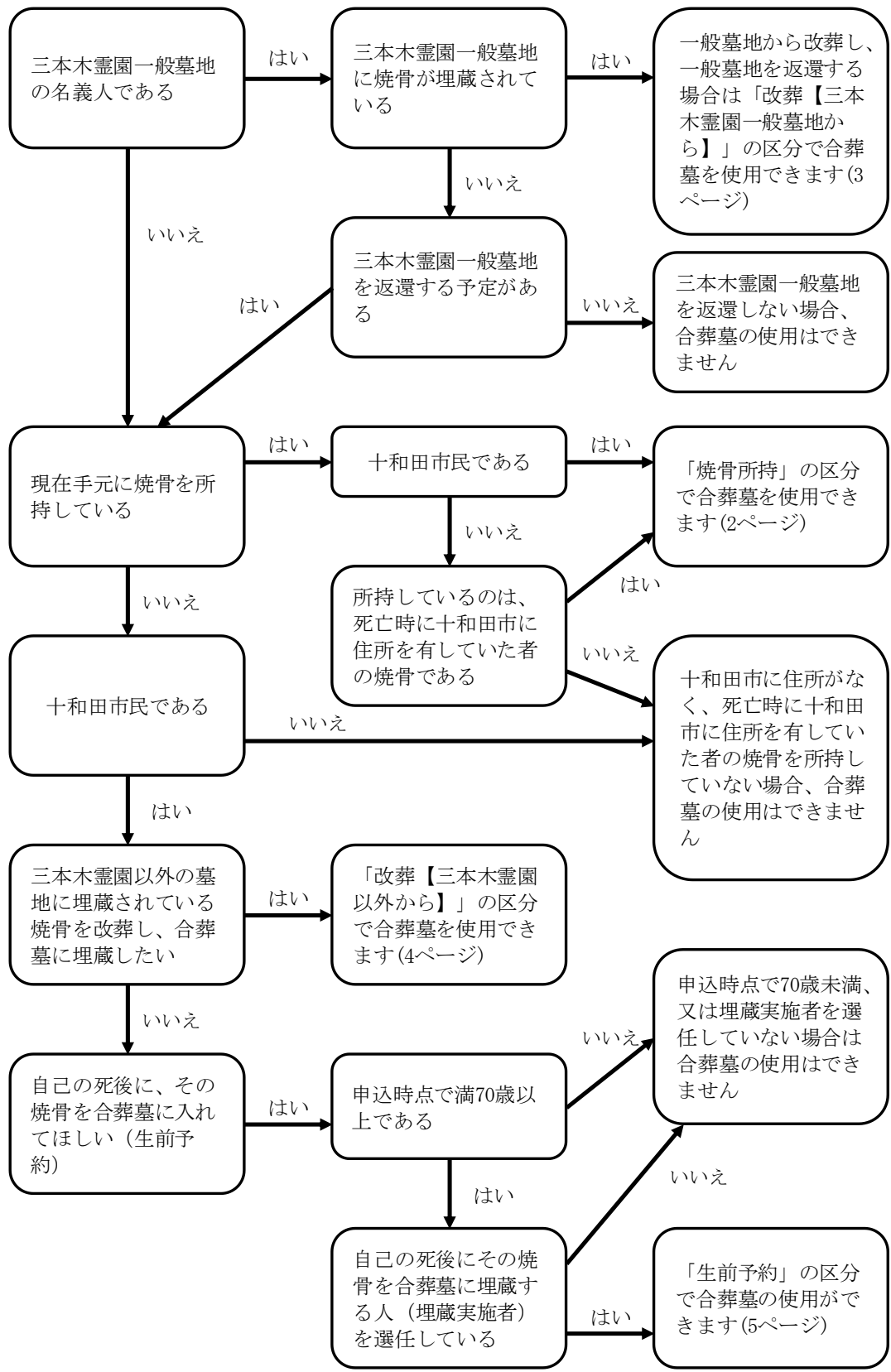
・合葬墓への埋蔵前に使用許可証を紛失したとき

⇒使用許可証の再交付申請が必要です。

・使用者や埋蔵実施者の住所や氏名の変更があったとき

⇒住所等の変更手続きが必要です。

4. 自分は申込みできる？



5. 案内図

三本木霊園及び合葬墓の場所は図のとおりです。



至五戸町

